弘前大学大学院保健学研究科倫理委員会要項

平成 26 年 6 月 18 日制定
最終改正：令和 3 年 6 月 25 日改正

（設置）

第 1 条　弘前大学大学院保健学研究科（以下「保健学研究科」という。）に倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条　委員会は，保健学研究科における医学・医療の倫理的問題について協議するとともに，保健学研究科及び弘前大学被ばく医療総合研究所（以下「被ばく医療研究所」という。）に所属する者が，各所属施設において行う研究等について弘前大学大学院保健学研究科長（以下「保健学研究科長」という。）及び弘前大学被ばく医療総合研究所長に実施許可を申請するにあたり，その研究等が医の倫理に関するヘルシンキ宣言等の趣旨に沿って行われるかを倫理的観点及び科学的観点から審査する。

ただし，特別な理由により弘前大学教育学部に所属する者が，所属施設において行う保健学系研究等について申請があった場合，委員長をもって委員会において審査するかの判断を行う。

2　医学部保健学科学生が行う卒業研究の倫理審査については，第 8 条の保健学科各専攻倫理審査会において行う。

（組織）

第 3 条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 保健学研究科教授会から選出された教授　1 名

(2) 各領域から推薦された教授又は准教授　各 2 名
（前号の委員が選出された領域にあっては，1 名）

(3) 学外の学識経験者　1 人

(4) 一般の立場から意見を述べることができる者　1 名

(5) その他保健学研究科長が必要と認めた者　若干名

（委員長及び副委員長）

第 4 条　委員会に委員長を置き，前条第 1 号の委員をもって充てる。

2　委員会に副委員長を置き，委員長が指名する者をもって充てる。

3　委員長に事故があるときは，副委員長がその職務を代行する。

（委員の委嘱，任期）

第 5 条　第 3条の委員は，保健学研究科長が委嘱する。

2　第 3 条の委員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。ただし，第 3 条第 1 号及び第 2 号の委員については，再任は 1 回までとし，引き続き 4 年を超えることはできない。

3　補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（議事）

第 6 条　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

2　委員会は，委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

3　委員会の議事は，出席委員の全会一致をもって決する。この場合において，第 8 条(1)の保健学研究科迅速審査会の議事については，各委員の意見を集約した上，最終的に委員長が決するものとする。

4　委員は，自己が関係する倫理審査申請に係る審査に加わることができない。ただし，委員会の

求めに応じて委員会に出席し，説明することができるものとする。

5　委員会が必要と認めたときは，倫理審査申請者又は学識経験者等，委員以外の者に出席を求め，倫理審査申請の内容等について，説明及び意見を聴くことができる。

（審査）

第 7 条　委員会における審査は，通常の手続きで行われる本審査又は簡略化した手続きで行われる迅速審査において行われる。

2 迅速審査は，次の各号に掲げるいずれかに該当する事項に関する審査について行うことができる。

(1) 委員長が，研究対象者に対して最小限の危険を超える危険を含まないと認める軽微な研究計画

(2) 研究計画の軽微な変更

(3) 共同研究であって，既に本学以外の研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画

(4) 医学部保健学科学生の行う卒業研究で，研究対象者に対して最小限の危険を超える危険を含まない軽微な研究計画

3 前項 2 号に該当する事項のうち，次の各号に該当するものは審査を行わず，研究終了もしくは中止の際の報告をもって確認するものとする。

(1) 研究者等の職位の変更

(2) 研究者等の氏名の変更

（迅速審査会）

第 8 条　前条の迅速審査を行うため，委員会に次の小委員会を置く。

(1) 前条第 2 項 1 号から 3 号までの研究計画の迅速審査を行う保健学研究科迅速審査会（以下「研究科迅速審査会」という。）

(2) 前条第 2 項 4 号の審査を行う保健学科各専攻倫理審査会（以下「各専攻卒業研究審査会」という。）

2　研究科迅速審査会は委員長，副委員長及び委員長が指名する委員 1 名から構成される。

3　各専攻卒業研究審査会は，医学部保健学科の専攻ごとに選出された教員から構成される。

4　各専攻卒業研究審査会に関し必要な事項は，別に定める。

5　小委員会で行われた迅速審査の結果は，委員会に報告するものとする。

6　委員長は，迅速審査を行ったときは，当該審査結果をすべての委員に速やかに報告するものとする。

7　前項の報告を受けた委員は，委員長に対して，理由を付した上で，当該事項について改めて委員会における審査を求めることができる。この場合において，委員長は，相当の理由があると認めるときは，速やかに委員会を開催し，当該事項について審査しなければならない。

（委員の守秘義務）

第 9 条　委員は，その職務上知り得た情報を正当な理由なく，漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 10 条　委員会の庶務は，保健学研究科事務において処理する。

（その他の定め）

第 11 条　この要項に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，委員会の議を経て別に定める。

附　則

この要項は，平成26年6月18日から施行する。

附　則

この要項は，平成27年4月1日から施行する。

附　則

この要項は，平成28年4月1日から施行する。

附　則

この要項は，平成28年7月20日から施行する。

附　則

この要項は，令和3年6月30日から施行する。